

長期療養を必要とする疾病にかかったことにより 定期の予防接種を受けられなかった方へ

長期療養を必要とする疫病にかかったこと等により、やむを得ず定期の予防接種を接種対象年齢の間に受けられなかった場合、疫病が回復し主治医の許可を得て接種できるようになった日から2年間、ただし高齢者肺炎球菌感染症及び带状疱疹は1年間、定期の予防接種として受けることができます。

この制度による定期予防接種を希望される方は、主治医とご相談のうえ、接種前に市へ申請してください。

【接種までの流れ】

- ① 主治医に、同封の『長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書』を記入していただきます。

※医療機関において理由書の作成費用がかかる場合は、本人又は保護者の方の自己負担となります。

- ② 同封の『長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種申請書』を記入し、下記の書類と合わせて提出してください。

- (1) ①で記入してもらった理由書
- (2) 母子健康手帳（子どもの定期予防接種のみ）

- ③ 市で申請内容等を確認し、予診票を交付します。

※交付まで2週間程度かかる場合があります。また、申請内容によっては定期予防接種の対象にならない場合があります。（理由書において、「予防接種不適当要因が解消された日」とされている日付時点に予防接種を受ける方の年齢が、定期の予防接種を受けることができる年齢内であった場合等）

- ④ ③で交付された予診票、母子健康手帳（子どもの定期接種のみ）、予防接種を受ける方の身分証明書を持参し、医療機関で予防接種を受けてください。なお、高知県外で予防接種を受ける場合は、別途接種前に手続きが必要ですので、市までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

四万十市健康推進課 地域保健係 TEL：0880-34-1823

四万十市西土佐住民分室 保健係 TEL：0880-52-1132